※下書き用紙に表示している内容は2023年1月現在のものであり、実際の表示とは異なる場合があります※

2023年度 スカラス	ネット入力下書き用紙
(大学院・法科大	(学院)
独立行政法人	日本学生支援機構

=【用紙①】=

本用紙は12ページ(A3サイズ3枚)により 構成されています。 「奨学金案内」冊子、【用紙②】 及び【用紙③】 より外してご利用ください。

インターネットによる奨学金申込み(スカラネット)にあたっては、「貸与奨学金案内(大学院)」(以下「奨学金 案内」)を熟読し、申込内容を決めてください。

「奨学金案内」及び以下の注意事項を参照してこの下書き用紙に記入し、間違いがないことを確認した上で日本学 生支援機構のスカラネット用ホームページにアクセスして入力してください。入力が完了すると、「奨学金申込情報ー 覧」が表示されますので、内容を再確認し、画面を印刷するなどして、保管してから「送信」ボタンを押してください。な お、「送信」ボタンを押した後に内容を訂正することはできません。



# 【スカラネット入力内容記入欄】

※インターネットで申し込む際は、1ページ「文字入力について」を参照して文字を入力してください。

<b>ログイン</b> あなたの識別番号(ユーザID とパスワード)を入力して、下の「ログイン」ボタンを押してください。 (注)パスワード入力の際は全角・半角、大文字・小文字の区別をします。 ユーザID パスワード	パスワードはスカラネット入力時は 黒丸記号での表示になります。入力が エラーになる場合は、入力した文字 を目で見て確認できるよう、最初に ユーザID 欄に入力し、それをコピー して貼り付けてみてください。
確認書兼同意書の提出         あなた(あなたが未成年(18歳未満)の場合は、あなたと親権者または未成年後見人)は、「確認書兼同意書」         に記載されている次の内容を確認・承認したうえで、署名した「確認書兼同意書」を提出しましたか。         ・貸与申込条件等         ・個人信用情報の取扱いに関する同意条項         ※「個人信用情報の取扱いに関する同意条項」には、延滞するとあなたの個人情報が個人信用情報機関に登録される等、重要な内容が記載されています。         ○提出しました。         ○提出していません。         下の「規程等を表示」ボタンを押して規程等(保証委託約款を含む)を確認し、         ア承する場合のみ、申込を行ってください。         ※規程等を確認するまで、次の画面に進むことはできません。         次の画面に進みます。下の「次へ」ボタンを押してください。	「提出していません。」を選択した場合 はスカラネットの次の画面へ進むこ とができません。 学校に「確認書兼同意書」を提出した 後、再入力してください。 規程等の表示を行わないと、次の画面へ 進むことができません。 「了承します」にチェックを入れないと、 次の画面へ進むことができません。
<ul> <li>申込選択</li> <li>申込む奨学金(1)又は(2)を選択後、「次へ」ボタンを押してください。</li> <li>(1)定期採用(1次又は2次)</li> <li>○現在在学している大学院での奨学金を申込むことができます。</li> <li>(2)緊急採用・応急採用</li> <li>○過去1年以内に生計を維持している人が失職、破産、倒産、病気、死亡等又は火災、風水害等により家計急変が生じた人のみ申込むことができます。</li> <li>学校で申込資格を確認してください。</li> </ul>	
1/8 A - 日本学生支援機構奨学金の案内 ・第一種奨学金 無利子の奨学金で、特に優れた学生及び生徒で経済的理由により著しく修学困難な者に貸与します。 ・第二種奨学金 利子付きの奨学金(在学中は無利子)で、第一種奨学金よりゆるやかな基準によって選考された者に	緊急採用・応急採用の申込みをする人 は、緊急採用・応急採用の案内文が表示 されます。



3

スカラネット入力下書き用紙

(与開始~返

貝与授学金

制

申込手順



【用紙①】スカラネット入力下書き用紙(大学院・法科大	学院)
(3) 第一種奨学金の再貸与を希望しますか。 (3) 〇はし、〇ししえ	過去に大学院の同じ課程の区分で第一 種奨学金を受けたことがある人は「はい」
「はい」と答えた人はこれまでに今回申込みと同一学種・同一課程で貸与を受けた第一種奨学金の奨学	を選択してください。
生番号を記入してください。	
	<b>と一奨字金貨与額情報</b> 1.(3) で 「はい」と答えた人に表示されます。
(+−−−−→) 第一種奨学金の再貸与を希望する人は、再貸与の制度を確認し、同意する場合のみ、申込みを行ってく	
ださい。	「地方創生枠推薦者」とは、地方公共
「再貸与の制度を表示」	団体と地元産美界か協力し、将来の   地域産業の担い手となる学生等を応
□ 同意します	援する取組みとして、基金を設置した地方公共団体(基金設置団体)か
(4) あなたは「地方創生枠推薦者」ですか。	ら推薦された人です。各都道府県に ちいて1008を上限として推薦されて
(4) ○はい ○いいえ	いたす。
「はい」と答えた人は、推薦者決定に際して、奨学金申込時に入力するよう指示された番号を入力し てください。	基金設直団体から「地方創生枠」と   しての推薦を受けていない人は、「い
(半角数字)	いえ」を選択して次に進んでくださ
(5) あなたは「大学院修士課程及び専門職学位課程進学予定者に係る特に優れた業績による返還免除内 定制度して申込みましたか。 (5) つけい、ついいま	
「はい」と答えた人は、内定制度申込完了時の「受付番号」を入力してください。	
(半角数字)06GMN22	
第一種授学会の再貸与制度とは?	
過去に第一種奨学金の貸与を受けた人が、同じ学校区分(下表[大学院の課程の区分]参照)で再度新	
たに第一種奨学金の貸与を受けることができる制度です。「奨学金案内」11 ページも参照してください。	(1) と13万円を選択りると、 (2) 15万円の月額を選択した人のみ
(注)過去に大学院で第一種奨学金の貸与を受けたことがない人や、修士・博士前期課程にて第一種奨学金 の貸与を受けていた人が博士後期課程にて第一種授学金を登望する場合は、第一種授学金の再貸与制	増額貸与を希望することができます。 あなたは増額貸与を希望しますか。
の見子を文明といた人が得上後が課任にとれ、権英子並を布里する場合は、第一権英子並の特異子的 度には該当しません。	(2) ○4万円 ○7万円 ○希望しない (3) あなたは何月分から貸与を希望
[大学院の課程の区分]	しますか。
区分 左の区分に含まれる課程等	
修士課程相当 修士課程、博士前期課程、専門職大学院課程(法科大学院を含む)、一貫制博士課程	併用貸与を希望した人に表示されます
	(併用貸与については、「奨学金案内」
博士課程、博士後期課程、博士医・歯・薬・獣医字課程※、一貫制博士課程後期相当分   博士課程相当   ※6年制薬学部に基礎を置く薬学系大学院博士課程(4年制)については、博士医・	6ページを参照してください。
歯・薬・獣医学課程として取扱います。	併用貸与を希望し、第二種奨学金で最
	高月額を選択した人に表示されます。
2. 第二種奨学金を希望する人は次のことに答えてください。	
(1) あなたの希望する月額を1つ選択してください。 (1) (1)	→ 「 <u>」」」」」」」」」」」」」」」」」」」」」」」」」」」」」」」」」」」」</u>
5万円 8万円 10万円 13万円 15万円	選択してくたさい。
※貸与月額について確認してください。	一次採用(春)に申込みする人は、
のなたは、伊用貞子を布望しています。伊用貞子を受けると貞子総額及び毎月の返還額か多額となります。	【 2023年4月~9月のいずれかの月を 選択してください。
この中込于統於」後、貝子月額が週切でのるが円度唯認してください。 かれ、第二種源学々の早支日類を選択した提合け「完成事情情報」期に第二種源学々の早支日類を必要。	3. で入学時特別増額貸与奨学金を希 望する人は、2023年4日を選択して
なの、第一裡哭子並り取同月胡で透扒した場口は、 <b>「家庭争请捐報」傾</b> に第一裡哭子並り取同月胡で必安	ください。
こりる「理田」なと記入りにたくととになりより。	
こに入りにたりに「珪田」については、子仪担当日かつ唯恥寺で1」フ物ロがめりより。	かの月を選択してください。
(2) あなたは何月分から貸与を希望しますか。	入学時特別増額貸与奨学金は入学」,
<ul> <li>(注) 奨学生採用後は貸与始期の変更はできません。</li> </ul>	た課程において、1回しか受けること
(2) 西暦 (半角数字4桁) 年 月	
3. 入学時特別増額貸与奨学金を希望する人のみ答えてください。	別増額貸与奨字金の貸与を受けたこ   とがある場合は、「いいえ」を選んで
(1) あなたは入学時特別増額貸与奨学金を希望しますか。	ください。 編入学の人が編入学時に入学時特別
1年次に入学した人および編入学の人のみ希望することができます。	増額貸与奨学金を希望する場合は「い」
(1)〇はい 〇いいえ・	
(2)「はい」と答えた人は、希望する額を選択してください。	なお、入学時特別増額貸与奨学金     は、「国の教育ローン」を利用でき
(2) 010万円 020万円 030万円 040万円 050万円	ない人を対象としており、第二種奨 学会と同様に有利子です 「将学会
4. 第二種奨学金または入学時特別増額貸与奨学金を希望する人は答えてください。	(案内) 10ページも参照してください。)
(1) あなたの希望する利率の算定方法を選択してください。	
(1)○利率固定方式 ○利率見直し方式 ·	■ 返還時の利率の算定方法を選択する 項目です。詳しくは「奨学金案内」
	12ページを参照してください。

5

貸与奨学金制度

申込手順等



 ・証明書類貼付欄
 ・証明書類は、この欄に本紙と上下の向きをそろえて、ホチキスで上部2点を留めてください。

 *学校指定の様式がある場合は、そちらに貼付してください。 その場合、本用紙への貼付は不要です。 書類の提出方法については、学校の指示に従ってください。*

★父母等からの給付額について

下記の者が日本学生支援機構の奨学金を申し込むにあたり、申込者本人への給付額については、以下のとおりであることに相違ありません。

○申込者氏名 \_\_\_\_\_

○給付者氏名【自署】

○申込者との関係(続柄)\_\_

[千円単位:合計欄のみ1万円未満切捨て]

前年用(裏)

(2022	2年)		
1月	千円	8月	千円
2月		9月	
3月		10 月	
4月		11 月	
5月		12 月	
6月		小計	万円
7月			

[月別に記入できない場合は、年額のみを合計欄に記入してください。]

前年用と本年見込用が表面の位置とは左右反対になっておりますので、ご注意ください。



前年用(表)

# 収入計算書[前年(2022年1月~12月)用]

私は、日本学生支援機構の奨学金を申し込むにあたり、収入に関する状況は以下のとおりであることを報 告します。また、この収入計算書に基づき奨学金の申込み(「スカラネット」への入力)を行います。

	校名		大学	研究科
○課	程(該当の数字に○) <u>1. 修士・博</u> <u>2. 一</u> 貫制博 <u>3. 博士後期</u> <u>4. 法科大学</u> <u>5. 専門職大</u> <u>6. 博士医・</u>	: 士前期課程 <u>士</u> 課程 院 院課程( 夢・薬(4	法科大学院 年制)・獣	<u>記を除く)</u> 状医学課程
◯₱	込者氏名			○学籍番号
	[各項目	1 万円未満	訪り捨て]	
İ	前年(2022 年 1 月~ 【証明書類』	12月)の4 必要】	又入額	
	収入項目	収入額	(A)	
定職	定職(本人)	(年額)	万円	
0	定職 (配偶者) [該当者のみ]	(年額)	万円	[記入時の注意事項] ◎複数あるために欄が不足する場合は、合計額
アル	アルバイト 1	(年額)	万円	<ul> <li>を記入(アルバイトは 1・2 に記入後、3 に</li> <li>残りをまとめて記入)。ただし、証明書類は</li> </ul>
ルバイト(	アルバイト 2	(年額)	万円	全て提出してください。
0	アルバイト 3	(年額)	万円	
父母	等からの給付額(★)	(年額)	万円	★計上する場合、前年用裏面に月別内訳を <u>可能</u> な限り記入してください。また、父母等給付
	奨学金	(年額)	万円	者の自署が必要です。
その ・年金等	)他の収入(利子・配当・不動産 の公的手当て・預貯金の取崩等)	(年額)	万円	
ア	収入額合計	(年額)	万円	├─[重要] 収入額合計は、0 万円とならないよう記入 └てください。
・こ ・0 ・必	の収入計算書に記入し D収入金額をスカラネッ 愛となる証明書類は裏	た内容に基づ トに入力して 面に添付して	づき、前年 ください。 てください。	と本年見込(前年に対して変動が見込まれる場合に限る) 。 [裏面につづく]



日本学生支援機構が実施する第一種奨学金及び第二種奨学金は、借入金(貸 与奨学金)です。確認書の裏面に記載の事項は、「貸与奨学金案内(本冊子)」 に記載している内容です。冊子をよく読み理解したうえで記入してください。



・ここでは、「確認書」に記載されている内容のうち、特に大切な事項をまとめました。

	特に大切なこと ※は確認書の記載箇所	借りるとき	返すとき
1.	奨学金を借りるには、「機関 <mark>保証」</mark> (保証機関への保証料の支払いが必要)か、「 <b>人的保証</b> 」		
	(父母及び親族などが保証) <b>のどちらかを選ぶ</b> 必要があります。 ※確認書裏面【保証】(4)		
2.	「機関 <b>保証」</b> を選んだ人の振込額は、 <b>貸与月額から保証料が差し引かれた金額</b> になります。		
	※確認書裏面【保証】(4)		
3.	奨学金を借りるには、個人信用情報の取扱いに同意する必要があります。個人信用情報機関		
	には、延滞した場合のみ個人情報が登録されます。※確認書表面に記載		
4.	奨学金を借りるには、「 <mark>返還誓約書」などの提出が必要</mark> です。なお、「返還誓約書」を提出しな		
	いと <u>奨学生としての資格を失い、振込済奨学金の全額を返金しなければなりません。</u>		
	※確認書裏面【返還誓約書(兼個人信用情報の取扱いに関する同意書)】(5)		
5.	過去に奨学金を借りたことがある人は、借りることができない場合があります。		
	また、外国籍の人は、 <b>在留資格によって借りることができない場合があります</b> 。		
	※確認書裏面【貸与期間の取扱い】(8)【申込資格】(10)		
6.	奨学金は、 <u>学生本人の口座に</u> 振り込まれます。 <b>本人以外の口座には、振り込むことができません。</b>		
	※確認書裏面【振込み】(11)(12)	•	
7.	無利子の第一種奨学金は、返還方式として「定額返還方式」か「所得連動返還方式」のどちらかを		
	選ぶ必要があります。※確認書裏面【返還方式】(1)~(3)	•	
8.	利子付きの第二種奨学金は、利率の算定方法として「 <b>利率固定方式」か「利率見直し方式」の</b>		
	<b>どちらかを選ぶ</b> 必要があります。※確認書裏面【利率の算定方法】(14)~(16)	-	
9.	学業成績が不振などの場合は、奨学生の資格を失い、奨学金の貸与が打ち切られる場合があります。		
	※確認書裏面【貸与中の手続き等】(20)	•	
10.	奨学金を返す時期は、貸与が終了する月の翌月から数えて7か月目からになります。例えば、		
	3月に卒業する人は、10月から返還が始まります。なお、奨学金を返すための <b>振替用口座</b>		
	<b>(リレーロ座)に加入する必要</b> があります。返還を延滞すると、 <b>延滞金が課されます</b> 。		-
	※確認書裏面【返還の方法】(1)		
11.	返還が難しい時は、願い出により月々の返還額を1/2または1/3に減額し、適用期間に		
	<b>応じた分の返還期間を延ばす制度や返還を先送りする制度</b> を利用できる場合があります。		
	また、学校に在学している間は、願い出により卒業まで返還を最長10年間先送りできます。		
	※確認書裏面【その他手続き等】(15)(16)		
12.	「人的保証」を選んだ人が返還を延滞したときは、連 <b>帯保証人(父または母)、保証人(おじ・</b>		
	<b>おばなど)にも請求</b> する場合があります。※確認書裏面【返還の方法】(1)		



# ●「確認書兼個人信用情報の取扱いに関する同意書」記入例

記載漏れ等の不備がある場合は、申込みできません。

①「確認書兼個人信用情報の取扱いに関する同意書」は、切り離すかコピーをとって使用してください。
 ※コピーして使用する場合は、必ず裏面の約款も両面コピーしたものを使用してください。
 ②記入を誤った場合は、誤った箇所を二重線で訂正し、余白に正しく書き直してください。

※修正液や修正テープ等は使用しないでください。

# ③署名は必ず自署にて記入してください。

※署名は判読できるように正しく楷書で記入してください。

住民票の住所が 住所)と異なる <sup>5</sup> してください。	現住所(今お住まいの 場合でも <u>現住所</u> を記入 たさい。(本書類を記入した日)
	(西暦) 2023年4月10日
該当する国籍又は在 留資格を○で囲んで ください。 ※ d ~ f の在留資格 に該当する場合は、 在留期限(在留期間 の満了日)も記入し てください。 ※外国籍の人でb~ f 以外の在留資格 「家族滞在」等)の 人は貸与の対象とは なりません。	空心         1         62         1         2         3         4         5         6         1         2         3         4         5         6         1         1         6         2         1         6         2         1         6         2         3         4         5         6         1 <th1< th="">         1         1         <th1< th=""></th1<></th1<>
	<ul> <li>1. 私は、前項の個人情報が、その正確性・最新性維持、害情処理、個人信用情報機関による加盟会員に対する規則遵守状況のモニタリング等、個人情報の保護と適正な利用の確保のために必要な範囲内において、個人信用情報機関及びその加盟会員によって相互に提供又互利用されることとに同意します。</li> <li>3. 前 2. 現まする個人信用情報機関及びその加盟会員によって相互に提供又互利用されることとに同意します。</li> <li>3. 前 2. 現まする個人信用情報機関及びその加盟会員によって相互に提供又互利用されることとに同意します。</li> <li>3. 前 2. 現まする個人信用情報機関及びその加盟資格、会員合等は各機関のペイーンに掲載されております。なお、個人信用情報機関に会録されている情報の開示 に、設備が加盟する個人信用情報機構、性容に登録されている情報の開示 (2. 機構が知識する個人信用情報と思想、会社の供給、4. 単本ののサインサートはthps://www.enginkyo.or.jp/pcic/ の関ロを信用情報機構、https://www.jice.co.jp</li> <li>4. 私は、機構に対し、私が保証委託契約を締結した委託先から機構が化位弁済後の完美されることに同意します。</li> <li>4. 私は、機構に対し、私が保証委託契約を締結し、その情報が化位弁済後の完活等の情報を取得し、これを 個人信用情報機関に提供することを依頼し、その情報が低人信用情報機関に登録されることに同意します。</li> </ul>

電話番号は、自宅・携帯とも記入してください。 所有していない場合は、自宅・携帯それぞれの欄 に「電話なし」と記入してください。

コピーして使用する場合は、必ず裏面の約款も両面コピーしたものを使用してください。

提出用

# 〔貸与奨学金〕確認書兼個人信用情報の取扱いに関する同意書

〔大学院〕

(西暦) 月 Η 匥

独立行政法人

Т +

IJ ト

IJ

## 日本学生支援機構理事長 殿

私は、独立行政法人日本学生支援機構(以下「機構」という)の奨学金の貸与を受けるにあたり、インターネットによる奨学金の申込みの 入力内容又は奨学金案内の記載内容及び以下に記載の貸与申込みの条件、個人信用情報の取扱いに関する各同意条項、機構の諸規程並びに裏 面記載事項について、確認し、同意のうえ、返還することを確約し、本確認書兼個人信用情報の取扱いに関する同意書を提出します。また、 機構に提出した個人番号については、裏面記載の範囲で機構が利用することに同意します。機関保証を受ける場合には、保証機関(公益財団 法人日本国際教育支援協会)に支払うべき保証料は、機構が奨学金の交付の際にあらかじめ貸与金額から差し引いて支払うこととしてください。

		学 校 名		学部・課程	・分野	学科・専攻	・研究科	↓ てこから記入		学籍(学生証	)番号		
本	学校の種類	大学(学部) · 大学院 · 短期大学 高等専門学校 · 専修学校専門課程	現	<b>⊤</b>	-		電話番	号(自宅) (携帯)		(	)		
人	氏 漢		伯 所	È F									
			4	生年月日	昭和・	平成	年	月	日	性別(任意)	男	•	女
	■籍又は在留資格 該当を○で囲む】	a 日本国籍 b 法定特別永住者 f 永住者の配偶者等 ※ d~ f の	c え 該当者	永住者 者は在留期I	d 定住者 限(在留期	話 (永住の意思 ]間の満了日)	見がある者 を記入	iに限る) (	e 日 年	- 本人の配偶者 月)	等		

### 【個人信用情報同意条項】機構は、個人信用情報機関への登録及び利用は、延滞した場合のみ行います。

(個人信用情報の利用・登録等)

1. 私は、奨学金の返済が延滞した後は、下記の個人情報(その履歴を含む)が機構が加盟する個人信用情報機関に登録され、同機関及び同機関と提携する個人信用情報機関の加盟会員によっ て自己の与信取引上の判断(返済能力又は転居先の調査をいう。ただし、返済能力に関する情報については返済能力の調査の目的に限る)のために利用されることに同意します。また、私は、 延滞した後は、機構が加盟する個人信用情報機関及び同機関と提携する個人信用情報機関に私の個人情報(当該各機関の加盟会員によって登録される契約内容、返済状況等の情報のほか、当 該各機関によって登録される破産等の官報情報等を含む)が登録されている場合には、機構がそれを債権管理(転居先の調査を含む)のために利用することに同意します。

個 人 情 報	登録期間
氏名、生年月日、性別、住所(郵便不着の有無等を含む)、電話番号、勤務先等の本人情報	下記の情報のいずれかが登録されている期間
貸与金額、貸与日、最終返済日等の本契約の内容及びその返済状況(延滞、代位弁済、強制 回収手続き、完済等の事実を含む)の情報	延滞発生から本契約期間中及び本契約終了日(完済していない場合は完済日)から5年を超 えない期間
機構が加盟する個人信用情報機関を利用した日及び本契約又はその申込みの内容等	当該利用日から1年を超えない期間
官報の情報	破産手続き開始決定を受けた日から7年を超えない期間
登録情報に関する苦情を受け調査中である旨の情報	当該調査中の期間
本人確認資料の紛失・盗難等の本人申告の情報	本人から申告のあった日から5年を超えない期間

私は、前項の個人情報が、その正確性・最新性維持、苦情処理、個人信用情報機関による加盟会員に対する規則遵守状況のモニタリング等、個人情報の保護と適正な利用の確保のために必 要な範囲内において、個人信用情報機関及びその加盟会員によって相互に提供又は利用されることに同意します。 З 前2項に規定する個人信用情報機関は次のとおりです。各機関の加盟資格、会員名等は各機関のホームページに掲載されております。なお、個人信用情報機関に登録されている情報の開示

は、各機関で行います(機構ではできません) later a 11...

①機構が加盟する個八指用消報機関・主国載行個八指用消報センター https://www.zenginkyo.or.jp/pcic/
②同機関と提携する個人信用情報機関
・㈱日本信用情報機構 https://www.jicc.co.jp  ・㈱シー・アイ・シー https://www.cic.co.jp
(代位弁済後の情報提供について)

左記の個人信用情報機関では、本書面の書き方を含め 奨学金に関するご質問にはお答えできません。

私は、機構に対し、私が保証委託契約を締結した委託先から機構が代位弁済後の完済等の情報を取得し、これを 4. 個人信用情報機関に提供することを依頼し、その情報が個人信用情報機関に登録されることに同意します。

ご記入いただいた情報及びあなたの奨学金に関する情報は、奨学金貸与業務(返還業務を含む)のために利用されます。この利用目的の適正な範囲内において、当該情報(奨 学金の返還状況に関する情報を含む)が、学校、金融機関、文部科学省及び業務委託先に必要に応じて提供されますが、その他の目的には利用されません。機関保証加入者につ いては、機構が保有する個人情報のうち保証管理に必要な情報が保証機関に提供されます。また、行政機関及び公益法人等から奨学金の重複受給の防止等のために照会があった 場合は、適正な範囲内においてあなたの情報が提供されます。

確認書兼同意書は本人控としてコピーを取り、返還誓約 書を提出するまで大切に保管してください。

~~~	++:	Ψ.	
-7-	<b>Λ</b> Υ.	留	7

- 奨学金の貸与に係る事項 [返還方式]
   第一種奨学金においては、貸与金額に応じた返還回数で算出された割賦金で返 還する方式(以下、「定額返還方式」という)か、独立行政法人日本学生支援機構 (以下、「所得運動返還方式」という)か、理力行政法人日本学生支援機構 (以下、「所得運動返還方式」という)を選択する必要があります。なお、返還方式を 選択しなかった場合及び個人番号を提出しない場合は、定額返還方式の表現した ものとします。第二種奨学金においては、定額返還方式のみとなります。
   所得運動返還方式を選択したものが、個人番号等機構の指定する書類を提出し ない等所定の手続きを怠った場合は、貸与金額に応じた返還回数で割賦金が算出 されます。ただし、機関保証を受けられない場合は、所得運動返還方式を利用す ることはできません。
   返還方式の変更を希望する際は機構に願い出る必要があります。なお、貸与終 了後は定額返還方式のから所得運動返還方式への変更のみ可能です。
   【保証】

- とはた報返還力式から所得建動返還力式への反更のから前にです。 と) 要学金の貸与を受けるためには、一定の保証料を支払うことで保証機関による 連帯保証(機関保証)を受けるか、連帯保証人及び保証人を選任し、人的保証を 受けることが必要です。保証料の支払いは、機構が交付する毎月の奨学金から所 定の保証料を差し引く方法、又は奨学生の選択により保証料を保証機関によい込 む方法によることができます。払い込む方法を希望する場合は、この確認書兼個 人信用情報の取扱いに関する同意書(以下、「確認書兼同意書」という)を提出す る前に機構又は保証機関へ願い出る必要があります。ただし、払い込む方法を選 択した奨学生が保証料の払込みを怠ったときは、奨学金の交付を保留することが あります。 した愛子生が保証料の払込みを怠ったときは、奨学金の交付を保留することが必 要です。なお、返還方式の変更を願い出た際に受けている保証が人的保証の場 合、保証料を一括で支払ったうえで機関保証で変けないる必要があります。 と同様開保証を選択する場合は、奨学金の貸与終了後においても奨学生本人と確実 に連絡をとることができ、機構の求めに応じてその連絡先情報を提供する者を選 任し、その者の氏名、住所等を本人以外の連絡先として届け出なければなりませ ん 【保証】 (4)
  - 2
  - 3
  - 任し、その者の氏名、住所等を本人以外の連絡先として届け出なければなりません。 契学金申込時に連帯保証人及び保証人を選任し、貸与中に連帯保証人又は保証 人が死亡する等、真にやむを得ない事由により連帯保証人又は保証人が欠けるこ とになった場合は、機関保証制度への変更を申し出ることができます(上記2の 返還方式の変更の場合を除く) (4)

- 返還方式の変更の場合を除く)
   [返還誓約書(兼個人信用情報の取扱いに関する同意書)]
   (5) 機関保証を選択した返受生は在学学校長を経て、機構が定める期限までに機関 保証を受けたことを表示した返還誓約書及び保証依頼書(兼保証委託契約書)・保 証料支払依頼書を提出しなければなりません。
   ② 人的保証を選択した奨学生は在学学校長を経て、機構が定める期限までに連帯 保証人及び保証人と連署の上押印した返還誓約書を提出しなければなりません。
   ③ 人的保証を選択した奨学生は在学学校長を経て、機構が定める期限までに連帯 保証人及び保証人と連署の上押印した返還誓約書を提出しなければなりません。
   ③ 機構が定める期限までに返還誓約書を提出しない場合には、採用の時に遡って 奨学生としての資格を失った際にすでに振り込 まれた奨学をがある場合には、その全額を機構に返納するものとします。
   (6) 個人番号を提出していない奨学生は返還誓約書に「住民票の写し」を添付しな ければなりません。なお、「住民票の写し」は個人番号が記載されていないものと します。
   (7) などの見名を使用したは、低気のないなのをします。
- 1711はなりません。なの、「ビビステのナウ」は国ス田 37 加速でした。 連帯保証人は、本人が末成年者の場合は親権者又は末成年後見人、本人が成年 者の場合は原則として父母、未成年者を除く兄弟姉妹又はこれに代わる者、保証 人は、独立の生計を営む者であって、原則として、奨学生の4親等以内(父母を 除く)の親族でなければなりません。 (7)
- 人は、独立の生育を含し着くめって、原則として、奥学生の4 税等以内(欠時を除く)の親族でなければなりません。
   【賞与期間の取扱い】
   (8) 過去に賞与を受けた者が新たに賞与を受ける期間は、下記の学校区分(それぞれの学校の専攻科、大学における別科、専修学校専門課程修了を入学資格の要件としている専修学校専門課程は、それぞれ異なる学校区分とみなす)において現した学する学校と同じ区分に属する学校で過去に負与を受けた期間と通算して、現に在学する学校の修業年限(修業年限を定めない学校にあっては、賞与を受けた現にため要な経知期間)に違するまでの期間とします。たたし、機構が特に必要と認めるときは、第一種奨学金においては全ての学校の区分を通じて、第二番奨学会においては同一の学校が区分における一の賞与契約に限り、過去に貸与を受けた期間にかかわらず、現に在学する学校の修業年限に達するまでの期間、賞与を受けた期間にかかわらず、現に在学する学校の修業年限に達するまでの期間、賞与を受けた期間にかかわらず、現に在学する学校の修業年限に達するまでの期間、賞与を受けた期間にかかわらず、現に在学する学校の修業年限に達するまでの期間、賞与を受けた規間にかかわらず、現に在学する学校の修業年限に達するまの規制(資気を受けた規)、「第一種奨学会の長期履修課程に在学する者の賞与終期は、通常の課程における標準修業年限の終期までとします。

- (9) 第一種奨字金の長期履じ経住にはナメの目のあったができるとします。
  【申込資格】
  (10) 奨学金の貨与を受けることができる学生等は、日本国籍を持つ者か、外国籍の 者のうち次のいずれかに該当する者とします。
  ア「日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関す る特例法(平成3年法律第71号)」第3条の規定による法定特別永住者として本 邦に在留する者
  イ 出入国管理及び難民認定法(昭和26年政令第319号)別表第2の永住者、日本 人の配偶者等又は永住者の配偶者等の在留資格をもって本邦に在留する者で永住者もしくは永住者 の配偶者等に準ずると当該者が在学する学校の長が認めたもの
  【振込み】
  (11) 奨学金は、普通銀行(外国銀行を除く)、ゆうちょ銀行、信用金庫、労働金庫又 は信用組合のいずれかに開設された本人名義の預貯金口座に振り込まれます(信 託銀行、農協、漁協及びその他一部銀行では取り扱っていません)。
  (12) 奨学金は毎月1月分ずつ交付します。ただし、特別の事情があるときは、2月 分以上を合わせて交付することがあります。ただし、特別の事情があるときは、2月 分以上を合わせて交付することがあります。こ業学体行別増額貨与奨学金は、入学 年月を始期として基本月額の振込先として設けられた奨学生名義の預貯金口座に 振り込まれます。
  【月額の変更】
  (13) 貸身月額は、機構が定める手続きにより変更することができます。
  【利率の算定方法】

- (13) 貸与月額は、機構が定める手続きにより変更することができます。
  【利率の算定方法】
  (14) 第一種奨学金に併せて入学時特別増額貸与奨学金を受けた者の利率、第二種奨学金における基本月額に係る利率の算定方法の選択に関しては、「利率固定方式」」又は「利率し直し方式」のうちインターネットにより入力した方法、又は「奨学金申込書」に記載した方法に従って以下のとおり定められます。
  ② 「利率固定方式」は、貨与終了時に、奨学金の交付に充てた資金の借換えに充てる固定利率の財政融資資金(以下、「財投」という)の利率に基づき機構が定めた利率が返還完了まで適用されます(貸与終了時に、奨学金の交付に充てご資金の借換えのために財投の借入以外に日本学生支援債券(以下、「債券」という)を発行した場合は、財投と債券の利率を加重平均した利率に基づき機構が決定します)。
  ③ 「利率して式」は、貸与終了時は、奨学金の交付に充てた資金の借換えに充
  - 行した場合は、財役と債券の利率を加重平均した利率に基づぎ機構が決定します。 り、利率見直し方式」は、貸与終了時は、奨学金の交付に充てた資金の借換えに充 てる5年利率見直しの財投の利率に基づぎ機構が定めた利率が適用されます。そ の後返還期間中のおおむね5年ごと(返還の期限を猶予されている期間を除く) に各時点の財投の利率に基づき機構が定めた利率が適用されます(貸与終了時 に、奨学金の交付に充てた資金の借換えのために財投の借入以外に債券を発行し た場合は、財投と債券の利率を加重平均した利率に基づき機構が決定します)。 第二種奨学金において入学時特別増額貸与奨学金を受けた者及び法科大学院に 在学する者が増額月額の貸与を受けた場合の利率を加重平均してえてまり。 第二種奨学金において入学時特別増額貸与奨学金を受けた者入び法科大学院に な学する者が増額月額の貸与を受けた場合の利率を加重平均して決定します)。 第二種奨学金における基本月額に係る利率は、基本月額に係る利率と入学 時特別増額貸与奨学金又は増額月額に係る利率には「利率同定方式」又は「利率見直 し方式」に従って算定し、入学時特別増額貸与奨学金並びに増額月額に係る利率 は「利率国定方式」又は「利率見直し方式」により算定した利率に基づき機構が 定める利率とします。 第二種奨学金における利率の算定方法の変更は、第一種奨学金にあわせて次 序特別増額貸与奨学金を受けた者の利率の算定方法は、採用決定後は原則として 変更できません。 3
- (15)
- (16)

- 【貸与中の手続き等】 (17) 奨学生は在学学校長あてに毎年度「奨学金継続願」を提出し、継続貸与の適格 認定を受けなければなりません。 (18) 奨学生は次の場合、速やかに在学学校長を経て機構に届け出なければなりませ
- (19) (20)
- (21) (22)

- (12)本確認書兼同意書に基づく奨学金貸与に関する紛争について、機構の本部所在地を管轄する裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とします。
  【その他手続き等】
  (13) 奨学金の貸与終了後、連帯保証人、保証人又は本人以外の連絡先を変更するときは、速やかに機構に届け出なければなりません。
  (14)本人、連帯保証人、保証人及び本人以外の連絡先について、住所・氏名・電話番号等に変更があったときは、速やかに機構に届け出なければなりません。また機構が本人から最後に届出のあった氏名・住所に発送した通知又は通知書類が延着又は到着しなかった場合、通常到着すべき時に到着したものとします。
  (15)本人が災害・傷病・経済困難・失業など返還ができない事情が生じたときは、適い出により減額返還(1回当たりの割賦金を2分の1又は3分の1に減額し、適用期間に応じた分の返還期間を延長して返還する方法をいう)を適用することがあります。ただし、返還方式で所得連勤返還方式を選択した場合は、減額返還を利用することがあります。
  (16)本人が死亡したときは、相続人又は連帯保証人は直ちに死亡した旨を機構に届け出なければなりません。
  (18)本人が死亡したとき、又は精神もしくは身体の障害によって、その奨学金を返還することがあります。
  (19)、大学院で貸与を受けた第一種奨学金について、在学中に特に優れた業績を挙げたとして機構が認定したときは、願出により返還未済額の全部又は一部の返還を免除することがあります。
  (20)本人が割賦金の返還を延滞したときは、法令の定める業務を遂行するため機構が必要と認める場合に限り、本人の延滞情報を学校、金融機関、文部科学省及び業務委託たに対して提供することがあります。
  【個人番号の利用】
  (14)価人要における特定の個人を識別するための番号の利用等

- 業務委記先に対して提供することがめります。 【個人番号の利用】 (21) 個人番号とは、「行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等 に関する法律」第2条第5項にいう「個人番号」をさすものとし、機構からの請 求に応じて個人番号を提出した場合は、同法及び関連法令で定められた範囲で機 構が個人番号を利用すること及び地方税情報を利用することに同意したものとします。
- 3. 採用されなかった場合等の確認書兼同意書の取扱いに係る事項 申込後採用されなかった場合、採用取消になった場合、貸与を受ける前に辞退した 場合、この確認書兼同意書は無効となります。なお、その場合確認書兼同意書等は返 却いたしません。学校又は機構が責任をもって廃棄いたします。

その他上記以外の取扱いについては、関係法令及び機構の「貸与奨学規程」その他の 諸規程の定めによります。

【用紙②】 収入計算書

本用紙は、「A3 サイズ1 枚」により構成されています。 「奨学金案内」冊子、【用紙①】及び【用紙③】より外してご利用ください。



# 収入計算書 [本年見込(2023年1月~12月)用]

私は、日本学生支援機構の奨学金を申し込むにあたり、収入に関する状況は以下のとおりであることを 報告します。また、この収入計算書に基づき奨学金の申込み(「スカラネット」への入力)を行います。

【収入の状況】(以下の該当する方に、「〇」を付けてください。)

本年見込の収入については、前年の収入金額に対して、変動はありません。

本年見込の収入については、前年の収 入金額に対して、変動しますので、 以下のとおり報告します。

# [各項目1万円未満切り捨て]

	本年(2023年1月~12月)の収入見込額					
	【証明書類必要】					
	収入項目	収入額(B)				
定 職	定職(本人)	(年額) 万円				
(©)	定職 (配偶者) [該当者のみ]	(年額) 万円				
アル	アルバイト 1	(年額) 万円				
ルバイト(	アルバイト 2	(年額) 万円				
(©)	アルバイト 3	(年額) 万円				
父母	等からの給付額(★)	(年額) 万円				
(申)	奨学金 込中の奨学金は除く)	(年額) 万円				
その他の収入(利子・配当・不動産 ・年金等の公的手当て・預貯金の取崩等)		(年額) 万円				
T	収入見込額 合計	(年額) 万円				

このページは記入不要。

| 両ページの各項目を全て記入(前年と変動のない | 同じ項目も同じ金額を記入)。

収入の若干のゆらぎについては変動に含みません。 変動したとは、別の勤務先に変わったり、アルバイト の数が変更になった場合を指します。

[記入時の注意事項]

 ◎複数あるために欄が不足する場合は、合計額
 を記入(アルバイトは 1・2 に記入後、3 に 残りをまとめて記入)。ただし、証明書類は 全て提出してください。

★計上する場合、本年見込用裏面に月別内訳を <u>可能な限り</u>記入してください。また、父母等 給付者の自署が必要です。

# —[重要]

収入額合計は、0 万円とならないよう記入 してください。

本年収入見込額を「0円」とすると、前年の 収入額合計で審査されます。

・必要となる証明書類は裏面に添付してください。
「裏面につづく」



★父母等からの給付額について

下記の者が日本学生支援機構の奨学金を申し込むにあたり、申込者本人への給付額については、以下のとおりであることに相違ありません。

○申込者氏名 \_

○給付者氏名【自署】

○申込者との関係(続柄)\_\_\_\_

[千円単位:合計欄のみ1万円未満切捨て]

3年)		
千円	8月	千円
	9月	
	10 月	
	11 月	
	12 月	
	合計	万円
	3年) 千円	3年) 千円 8月 9月 10月 11月 12月 合計

[月別に記入できない場合は、年額のみを合計欄に記入してください。]

前年用と本年見込用が表面の位置とは左右反対になっておりますので、ご注意ください。

本年見込用(裏) 4

5/8	
日─貸与奨学金返還誓約書情報	<b><i>B-誓約欄</i></b> で入力した姓名が表示されます。
1. あなた自身について入力してください。	
(1) あなたのお名前は△△ ○○さんですね。 ◀	<b>B-誓約欄</b> で入力した生年月日により
(2) あなたの性別を選択してください。(任意) (2) ▼	判定されます。
(3) あなたの生年月日は××年△△月○○日ですね。 (3) 成年判定 ◀━━━	
(4) あなたの住民票に記載されている住所を記入してください。◀	(4) 住氏祟に記載されている住所を事
(4) (郵便番号) (半角数字) (4) (在所検索)	
住所 1 (自動入力)	<ul> <li>・郵便番号を郵便局ホームページ等で</li> </ul>
住所 2 (番地以降)(全角文字)	住所をもとに事前に確認してくださ
	しい。 郵価番号 2 力後に「住所検索」ボタ
(5) めなたの電話番号を記入してくたさい。	ンを押すと、入力した郵便番号に相
※目毛電話番号かなけれは携帯電話の電話番号で構いません。	当する住所が「住所1」に自動表示
(5) (半角数字)	祝してください。「住所2」には、「住
携帯電話の電話番号を記入してください。 (携帯)(半角数字)	所1」で選択した住所以降を、番地
	等か重複しないように人力してくた さい。
	※下記の「住所の入力例」参照
	・固定電話と携帯電話を両方所有し
	ている場合は、どちらも入力してく
	/20010
2. 本人以外の連絡先について	G-保証制度にて   (1) 機関保証」を 深現した場合に表示されます
あなたは保証制度画面で「機関保証」を選択しています。あなた以外の連絡先について入力してください。	「奨学金案内」17~18ページを参照。
(1) その氏々	(機関保証を選択する人は、のなた(本) 人) 以外の連絡先を入力する必要があ
(1) その以名 姓 名	ります。あなたに送付する重要な書類
(1) 漢字(全角漢字)	が届かない場合等に、ここに入力した
カナ(全角カナ)	理絡先に、めなたの住所・電話番号を 昭会することがあります。
	注意!「本人以外の連絡先」の入力を
(2) その生年月日 (2) (和暦) (半角数字) 【 【 】 年 月 日生	9 つ則に、必ずその人の承諾を得てく ださい。ここで入力した「本人以外の」
	連絡先」は採用されると返還誓約書に
	印字されます。万一返還誓約書に自署
(3) あなたとの続柄 (3)	してもらえないこか哺となり突子生の 資格を失うことになります。
	・海外の住所を入力することはできま
(4) その任所 (4) (郵便备亏)(干用数子) (11) (11) (11) (11)	せん。
住所1(自動入力)	連絡の取れる日本国内の住所を入力してください。
住所2(番地以降)(全角文字)	<ul> <li>・郵便番号を郵便局ホームページ等で</li> </ul>
	住所をもとに事前に確認してくたさしい。
	■●●●●●●●●●●●●●●●●●●●●●●●●●●●●●●●●●●●●
(5) その電話番号	ンを押すと、人力した郵便番号に相 当する住所が「住所1」に自動表示
※自宅電話番号がなければ携帯電話の電話番号で構いません。	されますので、お住まいの住所を選
	択してください。「住所2」には、「住   所1」で選択した住所い路を 番曲
	等が重複しないように入力してくだ
	さい。
	○ 「こしつ」 注所 リンノンガリ 参照 ・ 固定電話と携帯電話を両方所有して
	いる場合は、どちらとも入力してく
	/
住所の人力例	
	ふカレアください(茁物らやハイコン
(中区曲 ) [102] [0000] [山川(秋本] ) 「「 【	力漏れがあると次の画面に進めません。
<b>注意!</b> (次、人で日の)。人 (※番地以降のない住所は、)	住所2欄に全角で「、(ピリオド)」を入力
表示された住所一覧の中から、正しい住所を選択してください。	
※住所2欄には、住所1欄	りの表示部分を入力しないでください。
│	阑ビ 1」目」を選択し、住所2欄に誤つて ト→カーた提会 尿山内突け「1エロ1エ
○東京都 新宿区 市谷本村町 2丁目 ↓ ● □ 9 9 - 9 · · · · · · · · · · · · · · · ·	_ハハリレに物ロ、佃山内谷は     」日   」 となります。
○東京都 新宿区 市谷本村町 3丁目)	
住所2(番地以降) 99-9 機構ハイツ505 ● (※住所、電話番号に海外	トの住所等を入力することはできません。 「「「「「「」」」、「」」、「」、「」、「」、「」、「」、「」、「」、「」、「」
	LFJI、电話番写り入力をしてくたさい。

理命味証人と休証人について	G-保証制度にて「(2)人的保証」を選択し た場合に表示されます。
てください。	連帯保証人・保証人の選任条件は必ず「奨学3
・ 「 即 に し 、 、 、 、 、 、 、 、 、 、 、 、 、 、 、 、 、 、	
・ ま成在考等保証能力がない人は認められません。	
・債務整理(破産等)中の人を連帯保証人に選任することは認められません。	
(a) 漢字 (全角漢字) 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2	
カナ (全角カナ)	
	(・海外の住所を入力することはできません。
・連帯保証人の印鑑登録証明書(市区町村発行)に記載されている住所を人力してくた さい。	連絡の取れる日本国内の住所を入力してく ださい。 ・ 郵便番号を郵便局ホームページ等で住所す
※印鑑登録証明書には住民票と同じ住所が記載されています。	もとに事前に確認してください。
(d) (郵便番号) (半角数字) (d) (郵便番号) (半角数字)	■●●●●●●●●●●●●●●●●●●●●●●●●●●●●●●●●●●●●
	「住所1」に自動表示されますので、お住ま
住所1(自動入力)	は、「住所1」で選択した住所以降を、番地
住所2(番地以降)(全角文字)	等か重複しないように人力してくたさい。
e)その電話番号	・固定電話と携帯電話を両方所有している場
※自宅電話番号がなければ携帯電話の電話番号で構いません。	合は、どちらとも入力してください。
(e) (半角数字)	
その携帯電話の電話番号 (携帯)(半角数字)	白堂業の場合は「白堂業」、農業の場合は「農
f) その勤務先 (f) (全角文字)	業」と記入してください。
勤務先電話番号 (半角数字)	
※連帯保証人が無職の場合は、下記にチェックを入力してください。	無職の場合は「その勤務先」には入力せず、
	こちらにチェックを入力してください。
原則として 4 親等以内の成在親族のうち、あなた及び連帯保証人と別生計の65歳主法	あなたからみた続柄です。
の人を選んでください。	(例)おじ、おば
未成年者等保証能力がない人は認められません。	※以下の場合は、「その他(知人等)」と記入
債務整理(破産等)中の人を保証人に選任することは認められません。	<ul> <li>・離婚により親権を失った父母</li> </ul>
	・養子縁組により親権を失った本人の実父母
a) その氏名 姓 名	
a) その氏名 姓 名 (a) 漢字 (全角漢字)	<ul> <li>・配偶者の父母</li> <li>(「父(母)」や「その他(4親等以内)」を</li> </ul>
a) その氏名 姓 名 (a) 漢字 (全角漢字) カナ (全角カナ)	・配偶者の父母 (「父(母)」や「その他(4親等以内)」を 選択しないでください。)
a) その氏名 姓 名 (a) 漢字 (全角漢字) カナ (全角カナ) b) その生年月日 (b) (和暦) (半角数字) 日 年 月 日生	・配偶者の父母 (「父(母)」や「その他(4親等以内)」を 選択しないでください。)
a) その氏名 姓 名 (a) 漢字 (全角漢字) カナ (全角カナ) b) その生年月日 (b) (和暦) (半角数字) ↓ 年 月 日生 c) あなたとの続柄 (c)	・配偶者の父母 (「父(母)」や「その他(4親等以内)」を 選択しないでください。)
a) その氏名 姓 名 (a) 漢字 (全角漢字) カナ (全角カナ) b) その生年月日 (b) (和暦) (半角数字) ▼ 年 月 日生 c) あなたとの続柄 (c) ▼ d) その住所	<ul> <li>・配偶者の父母         <ul> <li>・配偶者の父母                 <li>(「父(母)」や「その他(4親等以内)」を 選択しないでください。)</li> </li></ul> </li> <li>・海外の住所を入力することはできません。 連絡の取れる日本国内の住所を入力してく ださい。</li> </ul>
a) その氏名 姓 名 (a) 漢字 (全角漢字) カナ (全角カナ) b) その生年月日 (b) (和暦) (半角数字) ▼ 年 月 日生 c) あなたとの続柄 (c) ▼ d) その住所 ・保証人の印鑑登録証明書 (市区町村発行) に記載されている住所を入力してください。	<ul> <li>・配偶者の父母         <ul> <li>・配偶者の父母                 <li>(「父(母)」や「その他(4親等以内)」を 選択しないでください。)</li> <li>・海外の住所を入力することはできません。 連絡の取れる日本国内の住所を入力してく ださい。                 <ul></ul></li></li></ul></li></ul>
a) その氏名 姓 名 (a) 漢字 (全角漢字) カナ (全角カナ) b) その生年月日 (b) (和暦) (半角数字) ■ 年 月 日生 c) あなたとの続柄 (c) ■ ・保証人の印鑑登録証明書 (市区町村発行) に記載されている住所を入力してください。 ※印鑑登録証明書には住民票と同じ住所が記載されています。	<ul> <li>・配偶者の父母         <ul> <li>(「父(母)」や「その他(4親等以内)」を 選択しないでください。)</li> <li>・海外の住所を入力することはできません。 連絡の取れる日本国内の住所を入力してく ださい。</li> <li>・郵便番号を郵便局ホームページ等で住所を もとに事前に確認してください。</li> <li>郵便番号入力後に「住所検索」ボタンを邦</li> </ul> </li> </ul>
<ul> <li>(a) その氏名</li> <li>姓名</li> <li>漢字(全角漢字)</li> <li>カナ(全角カナ)</li> <li>(b) その生年月日(b)(和暦)(半角数字)</li> <li>(c) あなたとの続柄</li> <li>(c) す</li> <li>(d) その住所</li> <li>・保証人の印鑑登録証明書(市区町村発行)に記載されている住所を入力してください。</li> <li>※印鑑登録証明書には住民票と同じ住所が記載されています。</li> <li>(d)(郵便番号)(半角数字)</li> </ul>	<ul> <li>・配偶者の父母         <ul> <li>(「父(母)」や「その他(4親等以内)」を 選択しないでください。)</li> <li>・海外の住所を入力することはできません。</li> <li>連絡の取れる日本国内の住所を入力してください。</li> <li>・郵便番号を郵便局ホームページ等で住所を もとに事前に確認してください。 郵便番号入力後に「住所検索」ボタンを招 すと、入力した郵便番号に相当する住所か 「住所1」に自動表示されますので、お住ま</li> </ul> </li> </ul>
a) その氏名 姓 名 (a) 漢字 (全角漢字) カナ (全角カナ) b) その生年月日 (b) (和暦) (半角数字) ■ 年 月 日生 c) あなたとの続柄 (c) ■ ・保証人の印鑑登録証明書(市区町村発行)に記載されている住所を入力してください。 ※印鑑登録証明書には住民票と同じ住所が記載されています。 (d) (郵便番号) (半角数字) - 住所検索	<ul> <li>・配偶者の父母         <ul> <li>(「父(母)」や「その他(4親等以内)」を 選択しないでください。)</li> <li>・海外の住所を入力することはできません。 連絡の取れる日本国内の住所を入力してく ださい。</li> <li>・郵便番号を郵便局ホームページ等で住所を もとに事前に確認してください。</li> <li>郵便番号入力後に「住所検索」ボタンを掲 すと、入力した郵便番号に相当する住所た 「住所1」に自動表示されますので、お住ま いの住所を選択してください。「住所2」に</li> </ul> </li> </ul>
(a) その氏名       姓       名         (a) 漢字 (全角漢字)	<ul> <li>・配偶者の父母         <ul> <li>(「父(母)」や「その他(4親等以内)」を 選択しないでください。)</li> <li>・海外の住所を入力することはできません。 連絡の取れる日本国内の住所を入力してく ださい。</li> <li>・郵便番号を郵便局ホームページ等で住所を もとに事前に確認してください。</li> <li>郵便番号入力後に「住所検索」ボタンを押 すと、入力した郵便番号に相当する住所か 「住所1」に自動表示されますので、お住ま いの住所を選択してください。「住所2」に は、「住所1」で選択した住所以降を、番批 等が重複しないように入力してください。</li> </ul> </li> </ul>
(a) その氏名       姓       名         (a) 漢字 (全角漢字)	・配偶者の父母 (「父(母)」や「その他(4親等以内)」を 選択しないでください。) ・海外の住所を入力することはできません。 連絡の取れる日本国内の住所を入力してく ださい。 ・郵便番号を郵便局ホームページ等で住所を もとに事前に確認してください。 郵便番号入力後に「住所検索」ボタンを料 すと、入力した郵便番号に相当する住所だ 「住所1」に自動表示されますので、お住ま いの住所を選択してください。「住所2」に は、「住所1」で選択した住所以降を、番畑 等が重複しないように入力してください。 ※⑦ページの「住所の入力例」参照
<ul> <li>(a) その氏名 姓 名</li> <li>(a) 漢字(全角漢字)</li> <li>(b) その生年月日 (b) (和暦)(半角数字) ▼ 年 月 日生</li> <li>(c) あなたとの続柄 (c) ▼</li> <li>(d) その住所</li> <li>・保証人の印鑑登録証明書(市区町村発行)に記載されている住所を入力してください。</li> <li>※印鑑登録証明書には住民票と同じ住所が記載されています。</li> <li>(d) (郵便番号)(半角数字) 住所検索</li> <li>(e) その電話番号</li> <li>※自宅電話番号がなければ携帯電話の電話番号で構いません。</li> </ul>	<ul> <li>・配偶者の父母         <ul> <li>(「父(母)」や「その他(4親等以内)」を 選択しないでください。)</li> <li>・海外の住所を入力することはできません。 連絡の取れる日本国内の住所を入力してく ださい。</li> <li>・郵便番号を郵便局ホームページ等で住所を もとに事前に確認してください。</li> <li>郵便番号入力後に「住所検索」ボタンを掲 すと、入力した郵便番号に相当する住所た 「住所1」に自動表示されますので、お住ま いの住所を選択してください。「住所2」に は、「住所1」で選択した住所以降を、番炊 等が重複しないように入力してください。</li> <li>※[⑦ページの「住所の入力例」参照</li> <li>・固定電話と携帯電話を両方所有している場 合性、どちらともみカリスでださい。</li> </ul> </li> </ul>
(a) その氏名       姓       名         (a) 漢字 (全角漢字)	<ul> <li>・配偶者の父母         <ul> <li>(「父(母)」や「その他(4親等以内)」を 選択しないでください。)</li> <li>・海外の住所を入力することはできません。 連絡の取れる日本国内の住所を入力してください。</li> <li>・郵便番号を郵便局ホームページ等で住所を もとに事前に確認してください。</li> <li>郵便番号入力後に「住所検索」ボタンを採 すと、入力した郵便番号に相当する住所た 「住所1」に自動表示されますので、お住ま いの住所を選択してください。「住所2」に は、「住所1」で選択した住所以降を、番畑 等が重複しないように入力してください。</li> <li>※[]ページの「住所の入力例」参照</li> <li>・固定電話と携帯電話を両方所有している場 合は、どちらとも入力してください。</li> </ul> </li> </ul>
(a) その氏名       姓       名         (a) 漢字 (全角漢字)	<ul> <li>・配偶者の父母         <ul> <li>「父(母)」や「その他(4親等以内)」を 選択しないでください。)</li> <li>・海外の住所を入力することはできません。 連絡の取れる日本国内の住所を入力してく ださい。</li> <li>・郵便番号を郵便局ホームページ等で住所を もとに事前に確認してください。</li> <li>郵便番号入力後に「住所検索」ボタンを掲 すと、入力した郵便番号に相当する住所だ 「住所1」に自動表示されますので、お住ま いの住所を選択してください。「住所2」に は、「住所1」で選択した住所以降を、番城 等が重複しないように入力してください。</li> <li>※[]ページの「住所の入力例」参照</li> <li>・固定電話と携帯電話を両方所有している場 合は、どちらとも入力してください。</li> </ul> </li> </ul>
(a) その氏名       姓       名         (a) 漢字 (全角漢字)	<ul> <li>・配偶者の父母         <ul> <li>(「父(母)」や「その他(4親等以内)」を 選択しないでください。)</li> <li>・海外の住所を入力することはできません。 連絡の取れる日本国内の住所を入力してく ださい。</li> <li>・郵便番号を郵便局ホームページ等で住所を もとに事前に確認してください。</li> <li>郵便番号入力後に「住所検索」ボタンを掲 すと、入力した郵便番号に相当する住所な 「住所1」に自動表示されますので、お住ま いの住所を選択してください。「住所2」に は、「住所1」で選択した住所以降を、番助 等が重複しないように入力してください。</li> <li>※[]ページの「住所の入力例」参照</li> <li>・固定電話と携帯電話を両方所有している場 合は、どちらとも入力してください。</li> </ul> </li> <li>自営業の場合は「自営業」、農業の場合は「農 業」と記入してください。</li> </ul>
(a) その氏名       姓       名         (a) 漢字 (全角漢字)	<ul> <li>・配偶者の父母         <ul> <li>(「父(母)」や「その他(4親等以内)」を 選択しないでください。)</li> <li>・海外の住所を入力することはできません。 連絡の取れる日本国内の住所を入力してください。</li> <li>・郵便番号を郵便局ホームページ等で住所を もとに事前に確認してください。</li> <li>郵便番号入力後に「住所検索」ボタンを招 すと、入力した郵便番号に相当する住所か 「住所1」に自動表示されますので、お住ま いの住所を選択してください。「住所2」に は、「住所1」で選択した住所以降を、番地 等が重複しないように入力してください。</li> <li>※[フページの「住所の入力例」参照</li> <li>・固定電話と携帯電話を両方所有している場 合は、どちらとも入力してください。</li> </ul> </li> <li>自営業の場合は「自営業」、農業の場合は「農 業」と記入してください。</li> </ul>
(a) その氏名       姓       名         (a) 漢字 (全角漢字)	<ul> <li>・配偶者の父母         <ul> <li>(「父(母)」や「その他(4親等以内)」を 選択しないでください。)</li> <li>・海外の住所を入力することはできません。 連絡の取れる日本国内の住所を入力してく ださい。</li> <li>・郵便番号を郵便局ホームページ等で住所を もとに事前に確認してください。</li> <li>郵便番号入力後に「住所検索」ボタンを押 すと、入力した郵便番号に相当する住所か 「住所1」に自動表示されますので、お住ま いの住所を選択してください。「住所2」に は、「住所1」で選択した住所以降を、番地 等が重複しないように入力してください。</li> <li>※[フページの「住所の入力例」参照</li> <li>・固定電話と携帯電話を両方所有している場 合は、どちらとも入力してください。</li> </ul> </li> <li>自営業の場合は「自営業」、農業の場合は「農 業」と記入してください。</li> </ul>
(a) その氏名       姓       名         (a) 漢字 (全角漢字)	<ul> <li>・配偶者の父母         (「父(母)」や「その他(4親等以内)」を 選択しないでください。)     </li> <li>・海外の住所を入力することはできません。 連絡の取れる日本国内の住所を入力してください。</li> <li>・郵便番号を郵便局ホームページ等で住所を もとに事前に確認してください。</li> <li>郵便番号入力後に「住所検索」ボタンを招 すと、入力した郵便番号に相当する住所か 「住所1」に自動表示されますので、お住ま いの住所を選択してください。「住所2」に は、「住所1」で選択した住所以降を、番地 等が重複しないように入力してください。     <li>※[⑦ページの「住所の入力例」参照</li> <li>・固定電話と携帯電話を両方所有している場 合は、どちらとも入力してください。</li> <li>自営業の場合は「自営業」、農業の場合は「農 業」と記入してください。</li> <li>無職の場合は「その勤務先」には入力せず、 こちらにチェックを入力してください。</li> </li></ul>

与奨学金制度

【用紙①】スカラネット入力下書き用紙(大学院・法科大学院)	
6/8 Iーあなたの所得情報 ◀	「一のなたの所得情報」こういては、「奨」 学金案内」26~29ページを参照のう
1. あなたの収入について該当する項目を記入してください。	
(1) 定職・アルバイトについて該当する項目を記入してください。	の収入金額が、前年に対して変 動する場合に限り、前年の収入 に加えて本年見込の収入金額も
収入金額(年額・税込) 本年見込 勤務先 職業 前年 本年見込 就労時間	<u>人力してください。</u> ○前年の収入金額と本年見込の収入
(全角) (全角) (半角数字) (半角数字) 定 職 1 五円 万円 万円	金額とで増減がある場合は、本年見込の収入金額で選考します。
2. 万円 万円	※緊急採用・応急採用の申込みをする 人は、前年欄に家計争変前の収入
	金額を、本年見込欄に家計急変後の収入金額(年収見込)を入力して
アルバイト 1. 万円 万円 時間	ください。
2. 万円 万円 時間	
3 丙円 万円 時間	
父母等からの給付額(年額・税込) 万円 万円 万円	
奨学金(現在申込中のものは除く)(年額・税込) 万円 万円 万円	
その他の収入(内容)(全角20文字以内) 万円 万円 万円 一万円 一万円 一日日日日日日日日日日日日日日日日日日日日日	預貯金の取り崩し等が該当します。
(年額・税込)	
(2) 定職又は週21時間以上のアルバイトに従事している人のみ記入してください。	
(a) 退職・休職もしくはアルバイトの週当たり就労時間を21時間未満に減少する意思がありますか。	
(a)○あります ○ありません	
(b)「あります」と答えた人はその予定時期を記入してください。	
(b) 西暦(4桁) 年 月 日	
(3) 配偶者のいる人はその氏名及び年齢を記入してください。	
姓 名 (3) 氏名	
年齢	
(4) 配偶者の収入状況(定職収入のみ)を記入してください。	
収入金額(年額・税込)	
勤務先 職業 前年 本年見込 (全角) (全角) (半角数字) (半角数字)	絵ち 派得の 提合け 海島 微順 悪の 「古
給与所得の場合 万円 万円 万円	ね与所特の場合は、源永田収示の「文 払金額」を入力してください。
約時間以外の場合 万円 万円 万円	給与所得以外の場合は、確定申告書 の「所得金額」を入力してください。
2. あなたの特記情報について記入してください。	
災害・震災に被災したことがある人で、被災した災害・震災が選択肢の中に含まれている場合は該当の	
ものを選択してください。	緊急採用・応急採用で申し込む場合、 プルダウンから該当の災害を選択して ください。



貝与奨学金制度

申込手順

貝与奨学金制

申込手順等

スカラネット入力下書き用紙

貿与開始~返



□緊急・応急採用情報				
1. 家計急変の事由を1つ選択し	ってください。			(注) ○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○
注)(5)~(8)、(10)~(12)までは各事由により著しく支出が増大または収入が減少したもの。				7/8画面の <i>K-家庭事情情報 欄の後に</i> 表示されます。
(15) は生計維持者からの	D補助を受けずに、本人収入のみで就学して	いる場合のみ。		<u>緊急採用・応急採用の申込者のみ記</u> 入してください。
〇(1)生計維持者が会社の係	到産等により解雇または早期退職したため。			•
○(2)生計維持者が死亡した	こため。			
○(3)生計維持者が離別した	こため。			
○(4)生計維持者が破産した	こため。			
〇(5)病気				
○ (6) 事故				
○ (7) 会社倒産				
○ (8) 経営不振				
○ (9) その他生計維持者の約	合与収入が激減したこと等によるため。 ┥			(9)その他上記以外の事由により給与 収入が減少した場合選択してください。
〇 (10) 火災				
〇(11)風水害				(13) この事由により申込みをする
〇(12)震災			Г	場合は被災(罹災)証明書を学校へ 提出する必要があります。
〇(13)災害救助法適用者で	あるため。 ┥			
〇(14)学校廃止				
〇(15)本人の収入減少及び	支出増大に伴う経済困難			( 貸与始期は、家計急変事由が生じた年 月 (申込みから12か月以内。入学した
				月を限度として遡及可) 以降を選択し てください。
2. 家計急変の事由が生じた年月	月を記入してください。			休学、留年に相当する間を貸与始期にすることはできません。詳しい条件は
				奨字金業内] / ベージを参照。
3. 緊急採用(第一種)奨字金な	を甲込む人のみ、希望9る貧与始期を記人し	ノ C < たさい。		応急採用(第二種)を申し込む人の貸
	3. 西暦(半角)	数字4桁)年月 ◀		ラ短期は、回ハージ <b>ビ-突子並員予額</b> 情報2.(2)に記入してください。
<ol> <li>4. 家司基本該当事田を選択して</li> <li>○ (1) 今後1年間の所得全勢</li> </ol>	G べにでい。 ◀			(上記1.(家計急変の事由)で(1)~(4)、
○ (1) ) 皮 中国の方出金額が著し		h.		(7)~(9)を選択した人は(1)を選択し てください。(5)~(6)、(10)~(12)
○ 22 年间の文工並設い者しく増入文は収入並設い者しく減少したため。 (年間の支出金額が著しく増加した人はA欄を記入してください。)				を選択した人は (2) を選択し、A欄を記 入してください。
○ (3) その他上記以外の家語	計急変により就学継続が困難のため。			(13)~(15)を選択した人は(3)を選 択しA欄を記入してください。
<ul> <li>A. これまでに特別に支出した (家屋・家財復旧費、医療</li> </ul>	額、またこれから特別に支出が見込まれる 書等) ◀	痕を記入してください。		( 病気・事故・火災・風水害・震災により)
	事	由金額		1 11 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1
	(例:台風による これまでに	◎家屋の損壊)		出事由を明らかにしたうえで、これまでの費用とこれからの支出見込額を入
	全角10文	字以内		カしてください。
	これから	万円 <	٦	
		マノギナロ		
* アツリんは、	P込い2023年8月の場合は以下の通り人力 該当期問	ノレベ/こさし10		
これまでに特別に支出した額	家計急変時~申込時点までにすでに支出した類	2023年5月~2023年8月	Ш	
これから特別に支出が見込まれる額	■ シンロズ 申込以降~家計急変から数えて12か月後 までに支出が見込まれる額	2023年9月~2024年4月		